

6 水管 第 799 号  
令和 6 年 6 月 11 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について（諮問第 452 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和五年十二月六日農林水産省告示第七百八十六号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和六管理年度（令和六年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一・第二 （略）</p> <p>第三 まいわし太平洋系群</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都 道 府 県</th> <th style="text-align: center;">都道府県別漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県</td> <td style="text-align: center;">22,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 （略）</p> <p>第四～第六 （略）</p>	都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量	(略)	(略)	岩手県	22,700	(略)	(略)	<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和六管理年度（令和六年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一・第二 （略）</p> <p>第三 まいわし太平洋系群</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第十五条第一項第二号関係） 法第十五条第一項第二号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都 道 府 県</th> <th style="text-align: center;">都道府県別漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県</td> <td style="text-align: center;">18,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 （略）</p> <p>第四～第六 （略）</p>	都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量	(略)	(略)	岩手県	18,700	(略)	(略)
都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量																
(略)	(略)																
岩手県	22,700																
(略)	(略)																
都 道 府 県	都道府県別漁獲可能量																
(略)	(略)																
岩手県	18,700																
(略)	(略)																



## まいわし太平洋系群における国の留保からの配分について

令和 6 年 6 月  
水 産 庁

## 1 背景

まいわし太平洋系群については、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性などを勘案して、国の留保を設定しているところ。

年間漁獲予測量に基づく都道府県別漁獲可能量の不足の見込み（以下 2 の※参照）に基づき、また現在の国の留保の残量や、令和 6 管理年度の残り期間等も踏まえつつ、以下 2 のとおり、国の留保から配分することとしたい。

## 2 数量変更の内容

岩手県について、①今管理年度における 5 月までの漁獲実績、及び、② 6 月から 12 月までの過去の漁獲実績に基づいて年間漁獲予測量を計算したところ、都道府県別漁獲可能量が 4,000 トン不足する見込み（※）となった。

現在の国の留保の残量（116,500 トン）や令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月から 12 月）の残り期間等を踏まえて、管理年度の末日までに国の留保が不足することは見込まれないこと等から、以下のとおり、国の留保から岩手県へ 4,000 トン配分することとしたい。

特定水産資源	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
まいわし太平洋系群	岩手県	18,700 トン	22,700 トン	4,000 トン
	国の留保	116,500 トン	112,500 トン	-4,000 トン

（※）都道府県別漁獲可能量の不足の見込みに係る計算方法

年間漁獲予測量（下記（ア）と（イ）の合計値）と現在の都道府県別漁獲可能量との差を求め、千トン未満を切り上げた数量とする。

（ア） 1 月～5 月：令和 6 管理年度の漁獲実績

（イ） 6 月～12 月：過去 5 年間（令和元年～令和 5 年）における各年の 6 月～12 月の漁獲実績（合計）のうち最大値

（以 上）